

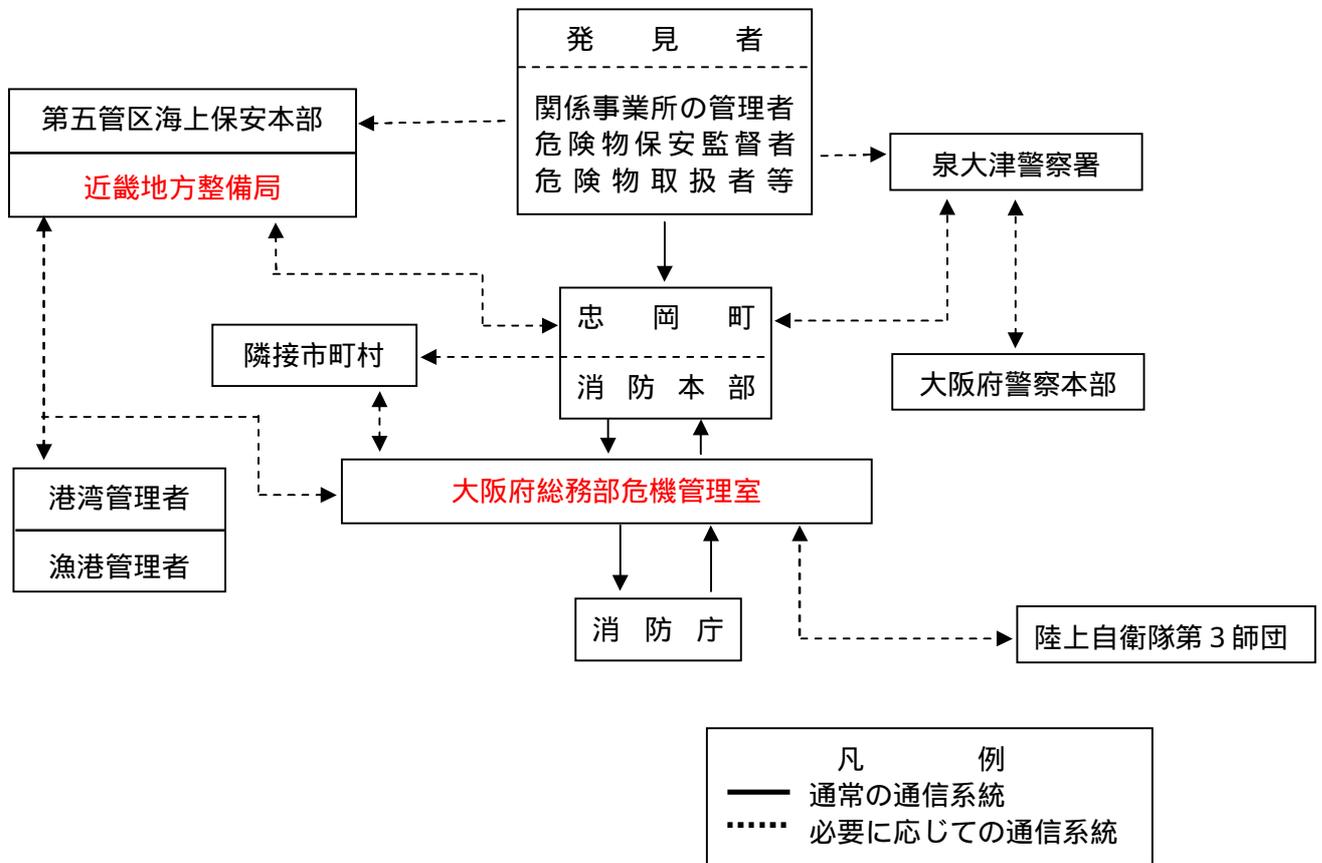
## 第2節 危険物等災害応急対策

本町及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

### 第1 危険物災害応急対策

#### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 本町は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。

3 本町は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。

4 本町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するため

の消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

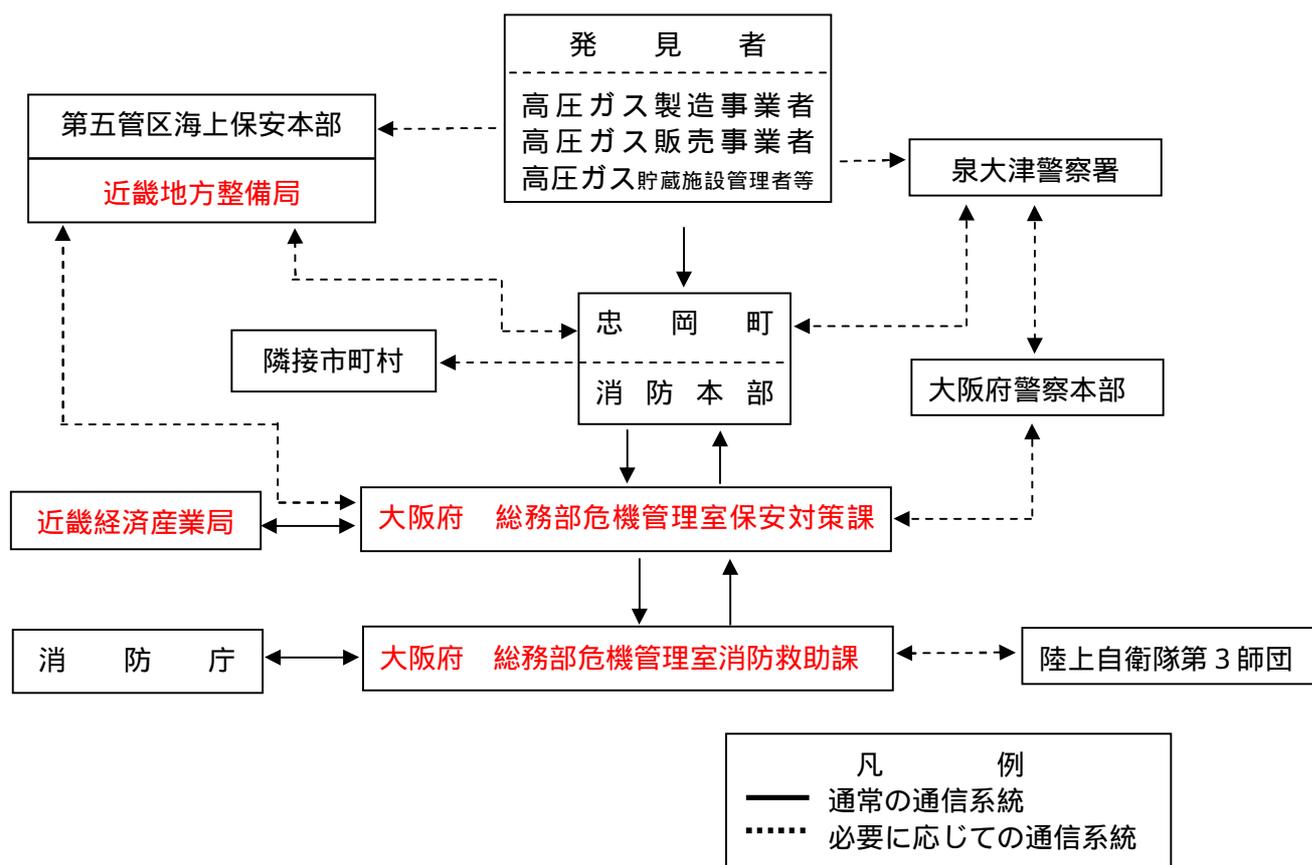
## 5 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、本町にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第2 高圧ガス災害応急対策

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



- 2 本町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

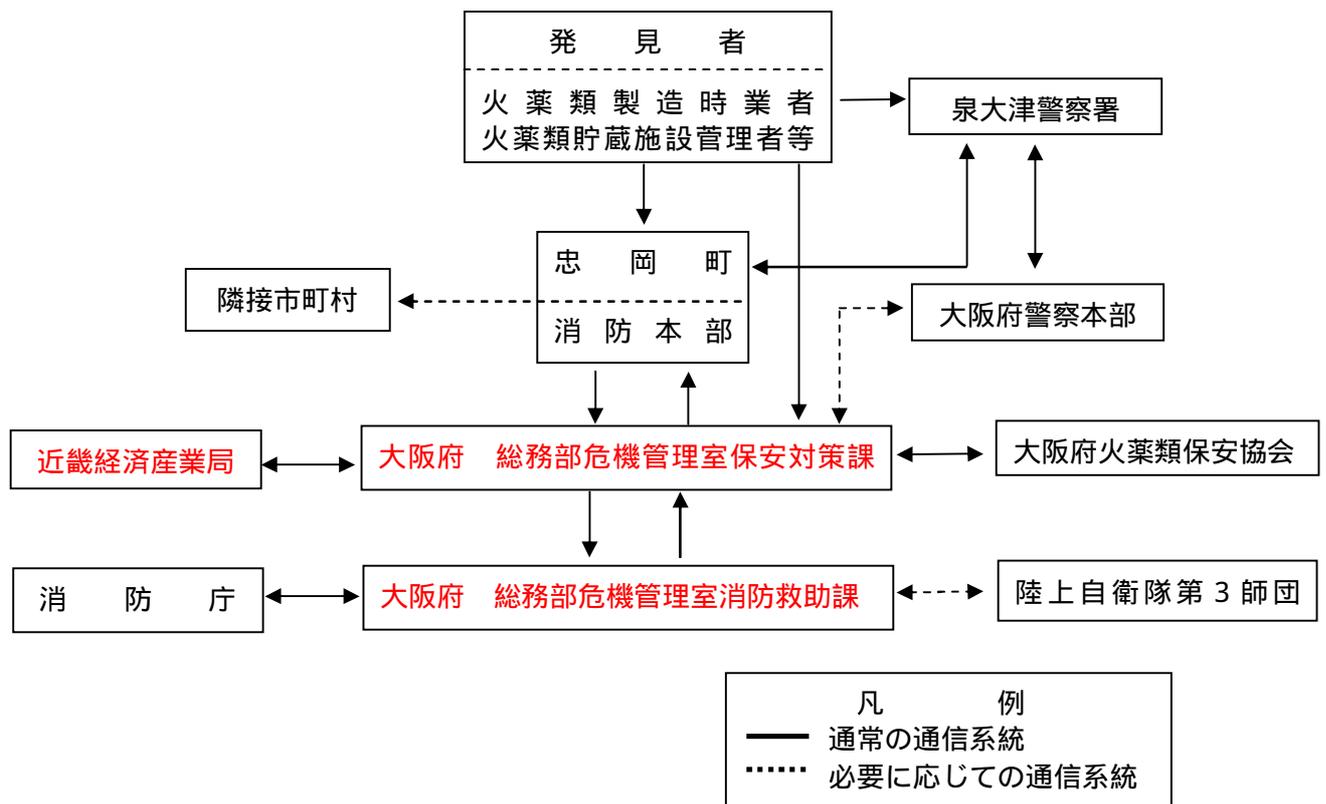
### 3 事業者

- (1) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、本町及び大阪府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第3 火薬類災害応急対策

### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



- 2 本町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

### 3 事業者

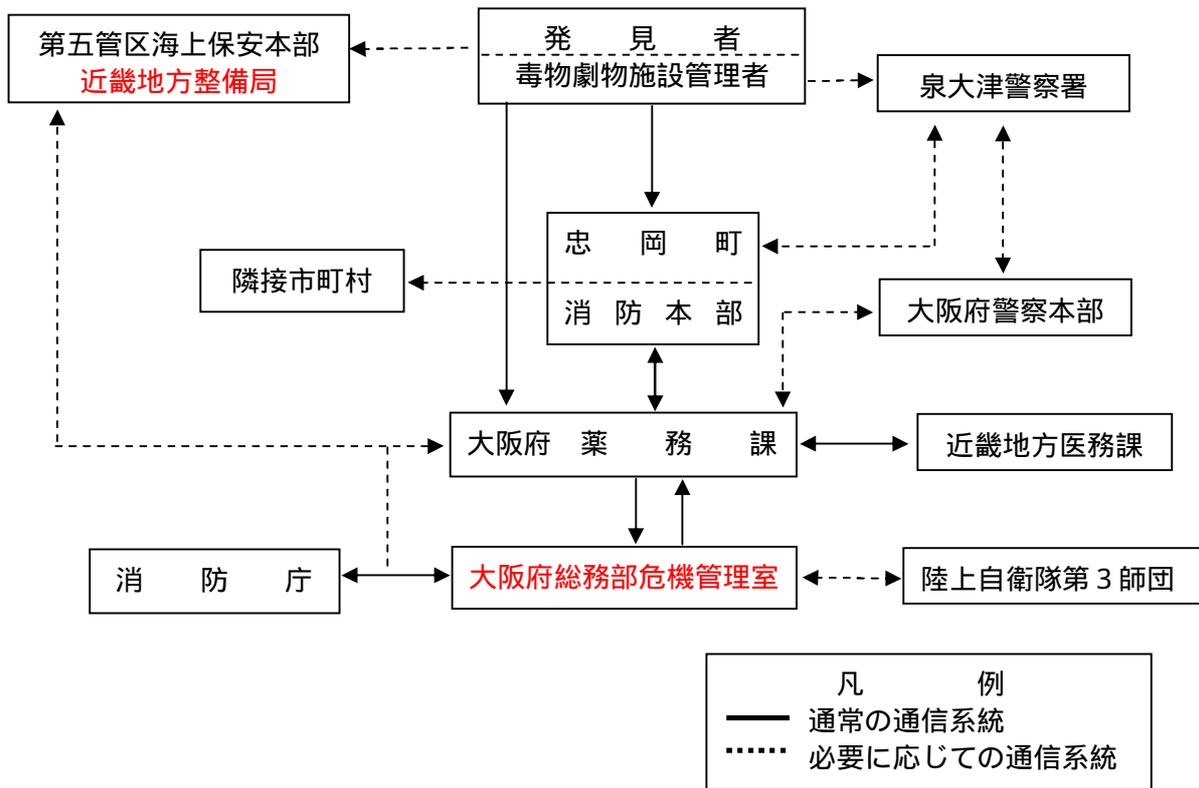
- (1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、本町及び大阪府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情

報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

#### 第4 毒物劇物災害応急対策

##### 1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 本町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

##### 3 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、本町及び大阪府にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

## 第5 放射性同位元素に係る災害応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講ずる。

- (1) 関係機関への情報連絡及び広報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護
- (4) 住民等の避難
- (5) 危険区域の設定と立入制限
- (6) 交通規制
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置